

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社トーヨーワークは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

株式会社トーヨーワーク 行動計画

1. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2. 数値目標

□正社員の年次有給休暇の取得率アップ

目標 1：分析した結果非正規労働社の年次有給休暇取得率は 95%のため、正社員の年次有給休暇取得率を 40%から 50%以上を目指す

<対策>（目標達成のための対策実施時期）

●令和 4 年 4 月～

有給休暇の取得状況について実態を把握の取得状況について実態を把握

●令和 4 年 4 月～

社内キャンペーン期間を計画し、取得日数が少ない社員への取得奨励

●令和 5 年 3 月～

取得状況のとりまとめ残日数を告知し、更なる取得促進の取組開始